



《会計・税務の知識》 速報！平成 25 年度税制改正大綱

平成 25 年 1 月 24 日に、与党の平成 25 年度税制改正大綱（以下、「本大綱」という。）が公表されました。来週には、政府による閣議決定がなされるとのことです。

本大綱は、民間投資や雇用を喚起し持続的成長を可能とする成長戦略に基づき、作成されています。

そのため、法人に関する項目では、国内投資を活発化させるために、特別償却や税額控除等の制度が拡充されています。また、雇用面からも給与等を増額させた場合の税額控除制度が新設されています。さらに、中小企業対策としても、交際費課税の特例が拡充されています。

事業承継に関しても、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度を使いやすくする措置が講じられています。

次に、個人に関する項目では、若い世代へ財産を移しやすいように、教育資金の贈与について一定の額を非課税とする制度が設けられています。また、子や孫等が贈与を受けた場合の贈与税の税率が緩和されています。さらに、相続時精算課税制度の年齢要件も引き下げられています。

個人の投資に関する項目では、個人投資の拡大のために、日本版 ISA の創設や金融所得課税の一本化の拡充といった措置が講じられています。ただし、金融所得課税の一本化の拡充は、公社債の利子所得の源泉分離課税の対象から除外される等があるため、必ずしも投資の拡充にプラスに働くものだけではありません。

他方で、格差是正や富の再分配の点から、増税もあります。所得税においては、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率が設けられています。また、震災の影響で繰り越されていた相続税の基礎控除の縮小、最高税率の引き上げがなされる予定です。ただし、居住地や事業に配慮して、小規模宅地等の特例は拡充されています。

消費税の増税に関して、商品やサービスごとの軽減税率制度については、消費税率の 10%引き上げ時に、導入を目指すということになりました。ただし、住宅投資については、消費税の影響が大きいことから、住宅ローン控除の拡充等の措置が講じられています。

以下では、速報版として本大綱の要約をご紹介します。内容の詳細については、本大綱の本文でのご確認をお願いいたします。http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf085_1.pdf

〔個人 所得税・住民税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税	所得税の最高税率の見直し	・ 現行の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を設ける。	平成 27 年分以後の所得税から適用
所得税 住民税	特定公社債等(※)の利子所得の課税方式等 (※)特定公社債とは、国債、地方債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。)等をいう(以下、同様)。	・ 特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のもの(以下「特定公社債等」という。)の利子等を 20%源泉分離課税の対象から除外し、20%(所得税 15%、住民税 5%)の申告分離課税とする。ただし、源泉徴収がされるべき利子等で支払調書の提出等がされないものは申告分離課税の対象外とする。 ・ 源泉徴収(特別徴収)が行われた特定公社債等の利子等については、申告を要しないこととすることができる。 ・ 国外公社債等の利子等で申告分離課税の対象とな	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等から適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		るもので、国内居住者又は国内法人が支払を受ける際に外国所得税が課せられる場合、当該利子等の額から外国所得税の額を控除した金額に対して 20%又は 15%の税率による源泉徴収を行うこととする。	
所得税 住民税	特定公社債等の譲渡所得等の課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債等の譲渡所得等は、非課税の対象から除外し、20%(所得税 15%、住民税 5%)の申告分離課税の対象とする。 ・特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを譲渡等に係る収入金額とみなし、20%の申告分離課税の対象とする。またこの際損失が生じた場合には他の特定公社債等の譲渡所得等からの控除を可能とする。 	平成 28 年 1 月 1 日以後に行う譲渡から適用
所得税 住民税	上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例等の適用範囲の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等を追加する。 ・公社債の発行人が行う買入消却を、特例の対象となる譲渡の範囲に追加する。 	繰越控除は平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡により生じた損失より適用
所得税 住民税	一般公社債等の利子所得の課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公社債以外の公社債及び私募債(以下「一般公社債等」)の利子のうち、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とする。 ・上記以外の一般公社債等の利子は 20%源泉分離課税を維持する。 	—
所得税 住民税	一般公社債等の譲渡所得の課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公社債等の譲渡所得等については非課税の対象から除外し、20%(所得税 15%、住民税 5%)の税率による申告分離課税の対象とする。 ・一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを譲渡所得等に係る収入金額とみなし、20%の申告分離課税の対象とする。ただし、同族会社が発行した社債の償還金で、当該同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。 	平成 28 年 1 月 1 日以後に行う譲渡から適用。
所得税 住民税	割引債の課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・割引債の償還及び譲渡による所得については、公社債の譲渡所得等として 20% (所得税 15%、住民税 5%) の税率による申告分離課税の対象とする。 ・平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債については、発行時の 18%源泉徴収を適用しないこととする。 	平成 28 年 1 月 1 日以後に行う償還、譲渡が対象。
所得税 住民税	株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組	<ul style="list-style-type: none"> ・上場株式等と非上場株式等それぞれの譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、「特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」と「一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税」に改組する。 	—

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充	<p>① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたこととみなし、かつ、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、特定公社債等に係る利子所得等及び上場株式等に係る配当所得との損益通算並びに3年間の繰越控除を可能とする。</p> <p>② 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなして、特定公社債等に係る利子所得等及び上場株式等に係る配当所得との損益通算並びに3年間の繰越控除を可能とする。</p> <p>③ 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できることとする。</p>	—
所得税	資料情報制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 個人に対して支払うべき特定公社債等の利子等については、利子等の受領者の告知及び支払調書の提出を必要とする。 特定公社債等の利子等及び特定割引債の償還金の支払者は、それらの支払を受ける居住者に対して支払通知書を交付しなければならない。 	平成28年1月1日以後に支払うべき利子等より適用
所得税 住民税	源泉徴収義務の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 特定公社債の利子等又は特定割引債の償還金の支払事務の取扱いをする金融商品取引業者又は銀行等を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。 源泉徴収口座に受け入れた利子等又は償還金について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月10日とする。 	—
住民税	法人に係る利子割の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 利子割の納税義務者について、法人を除外し、個人に限定する。 	平成28年1月1日以降に支払を受ける利子等より適用
所得税	源泉徴収口座内における損益通算	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額（特別徴収税額）を計算する場合で、当該源泉徴収口座内の特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対し20%（所得税15%、住民税5%）の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税の額を計算する 	—

税目	項目	改正内容	適用期限																																				
所得税	【日本版 ISA】口座の開設できる期間	・非課税口座を開設することができる期間を、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで(現行:平成26年1月1日から平成28年12月31日まで)とする。	平成26年1月1日から平成35年12月31日まで																																				
所得税	【日本版 ISA】非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等	①非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等 ②非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合における当該譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等	—																																				
所得税	【日本版 ISA】非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の上限額	・各年分の非課税管理勘定においては、一定の上場株式等で、非課税口座内に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の合計額が100万円を超えないものを受け入れることができることとする。	—																																				
所得税 住民税	上場株式等に係る軽減税率の廃止	・上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)は、平成25年12月31日をもって廃止する。	平成25年12月31日まで																																				
所得税 住民税	住宅借入金等特別控除の適用期限延長	<p>・住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除について適用期限を4年延長(平成29年12月31日)する。</p> <p>(一般の住宅の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> <th>控除期間(10年間)の最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年1月～3月</td> <td>2,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>20万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>40万円</td> <td>400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(認定住宅の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>住宅借入金等の年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> <th>各年の控除限度額</th> <th>控除期間(10年間)の最大控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年1月～3月</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>30万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> <td>5,000万円</td> <td>1.0%</td> <td>50万円</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・また、平成26年分以後の所得税において、当該年分の住宅借入金等特別控除額から(住宅借入金等特別控除の適用がないものとした場合の)所得税額を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を、次の控除限度額の範囲内で減額する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年1月～3月</td> <td>所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月～平成29年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間(10年間)の最大控除額	平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円	平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	400万円	居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間(10年間)の最大控除額	平成26年1月～3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円	平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.0%	50万円	500万円	居住年	控除限度額	平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)	平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)	平成29年12月31日までに居住の用に供した場合に適用
居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間(10年間)の最大控除額																																			
平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円																																			
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円	1.0%	40万円	400万円																																			
居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	各年の控除限度額	控除期間(10年間)の最大控除額																																			
平成26年1月～3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円																																			
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円	1.0%	50万円	500万円																																			
居住年	控除限度額																																						
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9.75万円)																																						
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7% (最高13.65万円)																																						

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 法人税	みなし譲渡課税	<p>・ 中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の保証人であるものが、現にその内国法人の事業の用に供されている資産（有価証券を除く。以下同じ。）でその個人が所有しているものを、その内国法人に係る合理的な再生計画に基づき、内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととする。</p> <p>① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。</p> <p>② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。</p>	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに贈与した分に適用
所得税	相続した株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の拡充	・ 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加える。	平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続又は遺贈から適用
所得税	財産債務明細書	・ 財産債務明細書に記載すべき公社債、株式並びに貸付信託、投資信託及び特定受益証券発行信託の受益権の価額を、その年 12 月 31 日における時価（時価の算定が困難な場合には、取得価額）とする。	—

〔法人税・法人住民税・法人事業税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 住民税 事業税 所得税	生産等設備投資促進税制の創設	<p>・ 一定の生産等設備を取得等し、期末に有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、その生産等設備のうち機械装置を国内の事業の用に供したときは、その取得価額の 30% の特別償却と、その取得価額の 3% の税額控除（当期税額の 20% 限度）との選択適用ができる。</p> <p>① 当期の償却費として損金経理をした金額</p> <p>② 前事業年度において取得等した国内事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の 110% 相当額</p>	平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度は除外）
法人税 住民税 所得税	所得拡大促進税制の創設	<p>・ 国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その法人の雇用者給与等支給増加額（※1）の基準雇用者給与等支給額（※2）に対する割合が 5% 以上であるとき（一定の場合を除く。）は、その増加額の 10% の税額控除（当期税額の 10% 限度とし、中小企業者等は 20% 限度とする）ができる。</p> <p>（※1）雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額</p> <p>（※2）平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度で損金算入される国内雇用者への給与等支給額</p>	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 所得税	一定事業の中小企業等の設備投資促進税制の創設	・経営改善に関する指導等を受けた中小企業等が、その指導等を受けて行う店舗改修等に伴い器具備品（30万円以上）及び建物附属設備（60万円以上）の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除（当期税額の20%限度）との選択適用ができる。また、控除限度超過額は1年間の繰越ができる。	平成25年4月1日～平成27年3月31日まで
法人税 住民税 所得税	研究開発税制の拡充	・試験研究費の総額に係る税額控除、特別試験研究費の額に係る税額控除、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除の各制度について、控除税額の上限を当期税額の30%（現行20%）へ引き上げる （住民税については上記制度のうち一部のみ） ・特別試験研究費の額に係る税額控除制度の対象範囲に、一定の共同研究に係る試験研究費等を加える。	2年間の時限措置
法人税 所得税	環境関連投資促進税制の拡充等・延長	・環境関連投資促進税制について、次の見直しを行う。 ①即時償却について、対象資産に省エネ設備であるコージェネレーション設備を追加する。 ②対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等を受けて取得等したものを除外する等 ・適用期限を2年延長	平成27年3月31日まで
法人税 住民税 所得税	雇用促進税制の拡充	・税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円に引き上げる（現行20万円）。 ・適用要件判定の際の雇用者の範囲について所要の措置を講ずる。	—
法人税	中小企業者に一定事実が生じた場合の資産評価損益の計上等	・中小企業者について、再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって一定の組合の組合財産となる場合において、その計画に従って資産の評価替えをし、又は債務免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができる。	平成25年4月1日～平成28年3月31日まで
法人税	中小法人の交際費等の限度額の拡充	・中小法人につき、交際費の損金算入限度額を拡充する。 ①定額控除限度額を800万円に引き上げる（現行600万円）。 ②定額控除限度額までの金額の損金不算入措置を廃止する。	—
法人税 所得税	サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却の縮小・延長	・サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却の適用期限を3年延長する。 ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等したものの割増償却率を現行28%から	平成28年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
		14%に引き下げる (耐用年数が 35 年以上であるものについては、40%から 20%へ引き下げ)。	
法人税	連結納税制度における投資簿価修正の所要整備	・連結法人が連結子法人株式の譲渡を行う場合等において、その譲渡直前に行う連結子法人株式の帳簿価額の修正（投資簿価修正）について、その修正事由がみなし配当事由によるものである場合における投資簿価修正額の計算について所要の整備を行う。	—
法人税	再生計画認可決定に準ずる一定事実が生じた場合の評価損益計上	・再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合における資産の評価損益の計上について、評価損益の計上に適さない資産の範囲から少額資産を除外し、評価差額が 1,000 万円未満の資産等であってもその評価損益を計上できる。	—
法人税	特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度等の制限対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、対象となる特定資産の範囲に、特定適格組織再編成等を行った法人がその特定適格組織再編成等の日以前に行われた他の特定適格組織再編成等によりその法人と支配関係がある他の法人から移転を受けた一定の資産を加える。 ・支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合において、引継制限対象なる被合併法人等の欠損金及びないものとされる合併法人等の欠損金の範囲に、一定の金額を加える。 	平成 25 年 4 月 1 日以後に他の法人との間に支配関係があることとなる法人に係る資産及び欠損金について適用

〔資産課税〕

(1)相続税・贈与税

税目	項目	改正内容	適用時期																									
相続税	相続税の基礎控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・定額控除を、現行の 5,000 万円から 3,000 万円に引き下げる。 ・法定相続人比例控除を、現行の 1,000 万円×法定相続人数から 600 万円×法定相続人数に引き下げる。 	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用																									
相続税	相続税の税率構造の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税の税率構造を、現行の 10～50%の 6 区分から 10～55%の 8 区分に見直す。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000 万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000 万円</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000 万円</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1 億円</td> <td>30%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2 億円</td> <td rowspan="2">40%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3 億円</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>6 億円</td> <td rowspan="2">50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>6 億円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案	1,000 万円以下の金額	10%	10%	3,000 万円	15%	15%	5,000 万円	20%	20%	1 億円	30%	30%	2 億円	40%	40%	3 億円	45%	6 億円	50%	50%	6 億円超の金額	55%	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用
	現行	改正案																										
1,000 万円以下の金額	10%	10%																										
3,000 万円	15%	15%																										
5,000 万円	20%	20%																										
1 億円	30%	30%																										
2 億円	40%	40%																										
3 億円		45%																										
6 億円	50%	50%																										
6 億円超の金額		55%																										

税目	項目	改正内容	適用時期																																					
相続税	小規模宅地等の課税価格の計算の特例について適用範囲を見直し	<p>①特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を330㎡（現行240㎡）までの部分に拡大する。</p> <p>②特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする。 ※貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり調整する。</p> <p>③一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその宅地等のうち、被相続人及びその親族の居住部分に対応する部分を特例の対象とする。</p> <p>④老人ホームに入居したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。</p> <p>イ 被相続人に介護が必要なため入居したものであること</p> <p>ロ 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと</p>	<p>①②は、平成27年1月1日以後相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用</p> <p>③④は、平成26年1月1日以後相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用</p>																																					
贈与税	相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造の見直し	<p>・現行の10～50%の6区分から、(1)20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産に係るものと(2)(1)以外の贈与財産に係るものとに分け、それぞれ10～55%の8区分に見直す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">現行</th> <th colspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>15%</td> <td rowspan="2">15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>400万円</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>600万円</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>40%</td> <td>30%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td rowspan="4">50%</td> <td>40%</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円</td> <td>45%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円</td> <td>50%</td> <td rowspan="2">55%</td> </tr> <tr> <td>4,500万円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正案		(1)	(2)	200万円以下の金額	10%	10%	10%	300万円	15%	15%	15%	400万円	20%	20%	600万円	30%	20%	30%	1,000万円	40%	30%	40%	1,500万円	50%	40%	45%	3,000万円	45%	50%	4,500万円	50%	55%	4,500万円超の金額	55%	平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用
	現行	改正案																																						
		(1)	(2)																																					
200万円以下の金額	10%	10%	10%																																					
300万円	15%	15%	15%																																					
400万円	20%		20%																																					
600万円	30%	20%	30%																																					
1,000万円	40%	30%	40%																																					
1,500万円	50%	40%	45%																																					
3,000万円		45%	50%																																					
4,500万円		50%	55%																																					
4,500万円超の金額		55%																																						
贈与税	相続時精算課税制度の適用要件の拡大	<p>・受贈者の範囲に20歳以上である孫(現行は推定相続人のみ)を追加する。</p> <p>・贈与者の年齢要件を60歳以上(現行は65歳以上)に引き下げる。</p>	平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用																																					
贈与税	教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設	<p>・30歳未満の受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度)までは贈与税を課さないこととする。</p> <p>※教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭</p> <p>イ 学校等に支払われる入学金その他の金銭</p> <p>ロ 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの</p>	平成25年4月1日～平成27年12月31日に行われる贈与について適用																																					

税目	項目	改正内容	適用時期
相続税 贈与税	事業承継税制における非上場株式等の納税猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・経営承継相続人等の要件のうち、被相続人の親族であることとする要件を撤廃する。 ・贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、贈与時において認定会社の役員でないこととする要件を、当該会社の代表権を有していないことに改正。 ・役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないことに改正する。 ・納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時又は贈与時における常時使用従業員数の80%を下回ることとなった場合に緩和する。 ・民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算する特例を創設する。 ・納税猶予税額の計算上、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する際、非上場株式等以外の財産の価額から控除することに改正する。 ・株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には株券の発行をしなくても納税猶予の適用を認めることに改正する。 ・雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、延納又は物納の選択を可能とする。 ・経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、当該期間中の利子税を免除する。 ※利子税は、「延滞税等の見直し」により、納税猶予期間中の利子税の割合も引き下げる。 ・経済産業大臣による事前確認制度を廃止する。 ・資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1銘柄につき、発行済株式等の総数等の100分の3以上）を保有する場合、納税猶予税額の計算上、当該上場株式等相当額を算入しないことに改正する。 ・適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり見直す。 <ul style="list-style-type: none"> イ 常時使用従業員数が5人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定。 ロ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外。 ・納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する。 ・その他所要の措置を講ずる。 	平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用
贈与税	住宅取得等資金の贈与	<ul style="list-style-type: none"> ・直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、以下のように改正する。 	—

税目	項目	改正内容	適用時期
		<p>① 適用対象となる中古住宅に係る地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限る。）を加え、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅を適用対象に追加する。</p> <p>② 適用対象となる中古住宅に該当することを証する書類（耐震基準適合証明書）の証明者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を追加するとともに、書類の様式について見直しを行う。</p>	
相続税 贈与税	国外財産の相続・贈与	・日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加える。	平成25年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産の相続税又は贈与税から適用
贈与税	特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置対象者の拡充	<p>・特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置について、以下のように改正する。</p> <p>① 適用対象者に、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者及び精神障害者保健福祉手帳に障害等級が2級又は3級である者として記載されている精神障害者を加える。</p> <p>② 上記①の者に係る非課税限度額を3,000万円とする。</p> <p>③ 特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は上記①の者の死亡の日（現行 特別障害者の死亡後6月を経過する日）とする。</p>	平成25年4月1日以後の贈与から適用

(2)その他

税目	項目	改正内容	適用時期																																														
登録免許税	土地の売買の所有権移転登記等	・土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。	平成27年3月31日まで																																														
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等	<p>・不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置について、その適用期限を5年延長(平成30年3月31日)した上、税率を次のとおり引き下げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">契約金額</th> <th rowspan="2">現行</th> <th rowspan="2">改正案</th> </tr> <tr> <th>不動産の譲渡に関する契約書</th> <th>建設工事の請負に関する契約書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円超 50万円以下</td> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>1,000円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 500万円以下</td> <td>300万円超 500万円以下</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1万円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>5,000万円以下</td> <td>1万5千円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>1億円以下</td> <td>4万5千円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>1億円超</td> <td>5億円以下</td> <td>8万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>5億円超</td> <td>10億円以下</td> <td>18万円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>10億円超</td> <td>50億円以下</td> <td>36万円</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>54万円</td> <td>48万円</td> </tr> </tbody> </table>	契約金額		現行	改正案	不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書	10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円	100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円	500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円	1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円	1万円	5,000万円超	1億円以下	4万5千円	3万円	1億円超	5億円以下	8万円	6万円	5億円超	10億円以下	18万円	16万円	10億円超	50億円以下	36万円	32万円	50億円超		54万円	48万円	平成26年4月1日以後に作成される文書から適用
契約金額		現行	改正案																																														
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書																																																
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円																																														
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円																																														
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円																																														
500万円超	1,000万円以下	1万円	5,000円																																														
1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円	1万円																																														
5,000万円超	1億円以下	4万5千円	3万円																																														
1億円超	5億円以下	8万円	6万円																																														
5億円超	10億円以下	18万円	16万円																																														
10億円超	50億円以下	36万円	32万円																																														
50億円超		54万円	48万円																																														

税目	項目	改正内容	適用時期
印紙税	金銭又は有価証券の受取書	・金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税を課さないこととする。	平成26年4月1日以後に作成される受取書から適用
固定資産税・都市計画税	耐震改修等を行った住宅	<p>・耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行う。</p> <p>① 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、対象となる住宅のうち同法に規定する要安全確認沿道建築物（仮称）に該当するものに係る減額を1年度分から2年度分に拡充する。</p> <p>② バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を3年延長(平成28年3月31日)する。</p> <p>③ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を3年延長(平成28年3月31日)する。</p> <p>④ 対象となる耐震改修、バリアフリー改修又は省エネ改修に係る工事費要件について、30万円以上から50万円超に改める。</p> <p>⑤ 耐震基準に適合すること又は熱損失防止改修工事が行われた旨の証明書を発行する者の範囲に、住宅瑕疵担保責任保険法人を追加するとともに、証明書の様式について所要の見直しを行う。</p>	—
不動産取得税	既存住宅等の不動産取得税の特例措置等に係る書類の拡充等	・一定の既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び一定の既存住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置における地震に対する安全性に係る基準の適合要件を証する書類の対象範囲に、適用対象住宅であることを住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類及び当該住宅が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年以内のものに限る。）を追加するとともに、書類の様式について所要の見直しを行う。	—

〔消費税〕

税目	項目	検討事項	適用時期
消費税	軽減税率制度	・消費税率10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入する。	—

〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用時期
所得税法人税	振替公社債等の利子等の非課税制度	・非居住者又は外国法人が受ける振替社債等の利子等の非課税制度について、一部を除き、平成25年3月31日までに発行されたものという適用期限を撤廃する。	平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等から適用

〔納税環境整備〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税	延滞税の見直し（軽減）	<p>・延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合、その年中においては、次に掲げる延滞税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>① 年 14.6%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 7.3%を加算した割合</p> <p>② 年 7.3%の割合の延滞税 当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）</p> <p>（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1%の割合を加算した割合をいう（以下、同様）。</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞税から適用
所得税 相続税 贈与税	利子税の見直し（軽減）	<p>・利子税の割合は、各年の特例基準割合（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合）が年 7.3%に満たない場合、その年中（相続税及び贈与税の延納に係る利子税については、各分納期間）においては、次に掲げる利子税の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>① ②に掲げる利子税以外の利子税 当該特例基準割合</p> <p>② 相続税及び贈与税に係る利子税（その割合が年 7.3%のものを除く。）これらの利子税の割合に、当該特例基準割合が年 7.3%に占める割合を乗じて得た割合</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する利子税から適用
地方税	延滞金の見直し（軽減）	<p>・延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とする。</p> <p>① 年 14.6%の割合の延滞金 当該特例基準割合に年 7.3%を加算した割合</p> <p>② 年 7.3%の割合の延滞金 当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金から適用
所得税	国外財産調書制度の対象範囲の拡大	<p>・国外財産調書制度について、対象となる国外財産に国外にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている国内有価証券（国内法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を加えるとともに、対象となる国外財産から国内にある金融機関の営業所等に設けられた口座において管理されている外国有価証券（外国法人等が発行した株式、公社債その他の有価証券をいう。）を除外する。</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後に提出すべき国外財産調書から適用

以上